

社会福祉施設等（全サービス共通）における感染拡大防止対策①

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

～感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要である。

施設等が提供するサービスは、入所者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、**感染拡大防止対策を徹底した上で、必要なサービスを継続的に提供できるようにする。**

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状況や変化の有無等に留意する。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）も踏まえて、予防に取り組むこと。
- 特に介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行うこと。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」、「介護職員のための感染対策マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進すること。
- 併設の介護サービス事業所等がある場合には、事業所間の情報共有を密にすること。
- 地域における状況（居住する自治体の情報を参考にすること）を踏まえて、予防に取り組むこと。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等わかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者等の記録を準備しておくこと。
- 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。
- 厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA: COVID-19 Contact-Confirming Application)」及び県が策定した「LINEコロナお知らせシステム」の活用について、職員を初めとして、面会者、業者等の施設内に入出入りする者にも周知を行うこと。

社会福祉施設等（全サービス共通）における感染拡大防止対策②

職員等の対応

○就業時には必ずマスクの着用を含む咳エチケットや手洗いやアルコール消毒液による手指消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、対策を徹底すること。

○各自出勤前に毎日体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤をしないことを徹底する。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員については健康状態に留意するとともに、管理者に報告し、確実な把握を行う。（ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該施設・事業所のすべての職員やボランティア等を含む。）

○発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』の改訂について（令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。

☆少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での相談・受診ができない場合には、「発熱等診療予約センター」（電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00～21:00対応）に相談すること。

また、県が設置する「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」（電話：ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応）の一部相談窓口は休日、夜間の急な相談にも対応している。

- ・息苦しさく呼吸困難、強いだるさく倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

- ・重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方、妊婦）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

○職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、「3つの密」の対応を徹底すること。

○職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者とはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定に距離を保つこと。

○基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

○無症状又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、職場外で人と人との距離をとる（社会的距離：Social distancing）、マスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけること。

○感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所の指示に従う。

○感染が疑われる入所者、濃厚接触者、その他の入所者について、可能な限り担当職員を分けるにはどうすればよいか検討しておくこと。

○症状がある場合に、職員が無理して出勤することがないように、同一法人内の支援も含め職場環境を整えておくこと。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染拡大防止対策①

利用者への対応

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での相談・受診ができない場合には「発熱等診療予約センター」（電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00～21:00対応）へ電話連絡し、相談・指示を受ける。

※「発熱等診療予約センター」のほか、休日、夜間等の急な相談については、「感染症専用ダイヤル（電話：ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応）」で対応している。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に加え、高齢者については重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合も同様にかかりつけ医等もしくは「発熱等診療予約センター」の指示を受ける。

○感染を疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所の指示に従う。

○症状が継続している場合や、診断結果の確定までの間については「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル（改訂版）」や、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」、「介護職員のための感染対策マニュアル」、「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ」も参考にしつつ、感染拡大に留意。

具体的対応

- 感染の疑いについてより早期に把握するため、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等を行い、その結果を記録すること等により、日頃から健康の状態や変化の有無等に留意すること。
- 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があることから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策を講じること。
- 上記のほか、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすることも踏まえて、予防に取り組むこと。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行うこと。
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）三（3）1）①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために不必要に制限すべきではなく、いわゆる「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。
- 社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（換気が悪い密閉空間、多数が集まる密集場所及び間近で会話や発声をする密接場面）を避ける必要があることから、リハビリテーション等共有スペースで実施する場合は、以下に留意すること。
 - ・リハビリテーション等の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
 - ・定期的に換気を行うとともに、清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
 - ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
 - ・手指衛生の励行を徹底する。
- その他共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省発事務連絡）、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日厚生労働省発事務連絡）に従い対応する。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染拡大防止対策②

面会者・委託業者等の対応

面会者、委託業者等、職員などと接触する可能性がある者は、感染経路を断つことが重要。

面会者

- 感染拡大防止の観点から、面会の制限は必要であるが、一方で長期間に渡る面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものであり、利用者のADLやQOLに悪影響を及ぼす恐れがあることに留意する必要がある。
- 各施設においては、県で策定した「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」に基づき、感染拡大防止に努めるとともに、利用者と家族との交流の機会を確保するよう努めること。
- その他、面会実施にあたり留意すべき事項については、厚生労働省通知「『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)』1. 感染防止に向けた取組」をはじめとした各種マニュアル等に準じて対応すること。

委託業者等

- 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- 施設内に立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、るとともに、感染者がは発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録しておく。
- 発熱、咳などの呼吸器症状が認められる場合は立入を断る。

その他

- 新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意する。
- 緊急時に備えて、平時より応援体制を構築するなど、感染者等が発生した場合等に備え、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者等と相談しておくこと。
- 感染者が発生したときには個人情報等にも十分配慮の上、その情報が必要な関係者に速やかに共有されることが重要であることから、事案が発生した場合にどのように対応するか、どのようなルートで連絡するか、各対応を行うときに誰がキーパーソンとなるかを予め検討しておくこと。
- 感染者や濃厚接触者が発生した場合に、積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者の記録等を整備しておくこと。
- いざというときのために感染防護具(マスク、ガウン、プラスチック手袋等について少なくとも数日分は備蓄するとともに、備蓄が残り少なくなっているという情報を誰がどうやって把握するかも事前に検討しておくこと。

社会福祉施設等（通所・短期入所系サービス）における感染拡大防止対策①

利用者への対応

○送迎又は訪問でのサービス提供前に必ず利用者本人・家族が職員と接触前に体温を計測する。

また、家族による検温に問題なかった場合も職員が改めて体温を計測する。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に相談する。

なおかかりつけ医等での相談・受診ができない場合には「発熱等診療予約センター」（電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00～21:00対応）へ電話連絡し、相談・指示を受ける。

※「発熱等診療予約センター」（電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00～21:00対応）のほか、休日、夜間等の急な相談については、「感染症専用ダイヤル（電話：ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応）」で対応している。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に加え、高齢者については重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合も指示を受ける。

○過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

○発熱により利用を断った利用者については、利用者を担当する主治医、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行う。（情報提供を受けた当該居宅介護支援事業所等は必要に応じ、訪問介護等の提供の検討を行う）

○感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、事業所の感染拡大の防止のため、保健所の指示に従う。

具体的対応

○人と人との距離をとること（Social distancing：社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策を講じること。

○送迎に当たっては、送迎者に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る。

○送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。
○感染者や濃厚接触者が発生した場合に必要なゾーニングについては、見取図を用いた机上でのシミュレーションや、実際に導線統を確認するシミュレーションを行っておくことが重要。

○社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、無症状又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があることから、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（換気が悪い密閉空間、多数が集まる密集場所及び間近で会話や発生をする密接場面）を避ける必要があることから、リハビリテーション等共有スペースで実施する場合は、以下に留意すること。

- ・リハビリテーション等の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
- ・定期的に換気を行うとともに、清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
- ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用。
- ・手指衛生の励行を徹底する。

○面会・外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

○その他、共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日 厚生労働省発事務連絡）に従い対応すること。

○感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等を行うこと等により、日頃から健康の状態や変化の有無等に留意すること。

○感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、上記及び症状出現2日前からの接触者リストについて記録、準備しておくこと。

○感染者や濃厚接触者が発生した場合に必要なゾーニングについては、見取図を用いた机上でのシミュレーションや、実際に導線統を確認するシミュレーションを行っておくことが重要。

社会福祉施設等（訪問系サービス）における感染拡大防止対策①

利用者への対応

○サービス提供前に必ず利用者本人・家族が職員と接触前に体温を計測する。

また、家族による検温に問題なかった場合も職員が改めて体温を計測する。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での相談・受診ができない場合には「発熱等診療予約センター」（電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00～21:00対応）へ電話連絡し、相談・指示を受ける。
※「発熱等診療予約センター」のほか、休日、夜間等の急な相談については、「感染症専用ダイヤル（電話：ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応）」で対応している。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に加え、高齢者については重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合も同様にかかりつけ医もしくは「発熱等診療予約センター」の指示を受ける。

○過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

○発熱により利用を断った利用者については、利用者を担当する主治医、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行う。（情報提供を受けた当該居宅介護支援事業所等は必要に応じ、訪問介護等の提供の検討を行う）

○感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があつた場合には、事業所の感染拡大の防止のため、保健所の指示に従う。

具体的対応

○訪問介護については、通院・外出介助や訪問介護員等の散歩の同行について、

- ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号）において、
通院・外出介助
- ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」（平成21年7月24日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、

訪問介護員等の散歩の同行
が訪問介護費の支給対象となり得る旨示されている。

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）三（3）1）①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために不必要に制限すべきではなく、いわゆる「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

○感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。

○その他、サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日 厚生労働省発事務連絡）に従い対応すること。

○感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等を行うこと等により、日頃から健康の状態や変化の有無等に留意すること。

○上記のほか、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）も踏まえて、予防に取り組むこと。

社会福祉施設等（通所・短期入所・訪問系サービス）における感染拡大防止対策②

委託業者等の対応

- 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。
- 施設内に立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付けること。
- 出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- 発熱や咳などの呼吸器症状が認められる場合は立入を断る。

その他

- 新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意する。
- 緊急時に備えて、平時より応援体制を構築するなど、感染者等が発生した場合等に備え、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者等と相談しておくこと。
- 感染者が発生したときには個人情報等にも十分配慮の上、その情報が必要な関係者に速やかに共有されることが重要であることから、事案が発生した場合にどのように対応するか、どのようなルートで連絡するか、各対応を行うときに誰がキーパーソンとなるかを予め検討しておくこと。
- 感染者や濃厚接触者が発生した場合に、積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者の記録等を整備しておくこと。
- いざというときのために感染防護具(マスク、ガウン、プラスチック手袋等)について少なくとも数日分は備蓄するとともに、備蓄が残り少なくなっているという情報を誰がどうやって把握するかも事前に検討しておくこと。